

日向市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日向市広告掲載要綱（平成20年日向市告示第116号）第4条第2項の規定に基づき、広告掲載を行う広告に関する基準を定めるものとする。

(業種又は事業者の基準)

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る業種並びに風俗営業類似の業種のうち善良な風俗を逸脱するおそれのあるもの
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）等に抵触するもの
- (4) たばこ
- (5) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断等
- (8) 民間調査機関
- (9) 市の指名停止措置を受けているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(広告内容の基準)

第3条 次に掲げる内容の広告は、広告掲載しない。

- (1) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (2) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるおそれのあるもの
- (3) 他を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体の勧誘又は布教活動に関するもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
- (8) 粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの
- (9) 性的感情を著しく刺激するもの
- (10) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (11) 国、地方公共団体その他の公共の機関が、広告主又はその商品、サービス等について推奨、保証、指定等をしていると誤解させるおそれのあるもの

(ホームページに関する基準)

第4条 市が管理するホームページに掲載する広告が他のホームページにリンクする場合は、当該リンクする他のホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告内容の修正等)

第5条 市長は、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは、その修正等を申込者に求めることができる。

2 申込者は、正当な理由がない場合は、前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(個別の基準)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告掲載する広告の内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は、平成20年7月10日から施行する。